

議第7号

高山市家畜診療所設置条例について

高山市家畜診療所設置条例を次のように制定するものとする。

令和2年2月25日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

高山市家畜診療所を設置するため制定しようとする。

高山市家畜診療所設置条例

(設置)

第1条 家畜の診療、検診及び防疫衛生等に関する業務を行うことにより、家畜の疾病及び傷害による損耗を未然に防止するとともに、畜産農家の円滑な家畜飼養による畜産業の振興を図るため、家畜診療所を設置する。

(定義)

第2条 この条例において「家畜」とは、市内に住所又は本社を有する畜産農家である個人及び法人が飼養する次に掲げる家畜をいう。

- (1) 農業保険法（昭和22年法律第185号）第140条の規定により家畜共済の共済関係が成立している家畜
- (2) その他市長が特に必要と認める家畜

(名称及び位置)

第3条 家畜診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 高山市家畜診療所

位置 高山市花岡町2丁目18番地

(診療時間等)

第4条 家畜診療所の診療時間及び休診日は、次のとおりとする。ただし、急を要するとき又は市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 診療時間 午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで
- (2) 休診日 高山市の休日を守る条例（平成元年高山市条例第7号）に規定する市の休日

(事業)

第5条 家畜診療所は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 診療に関すること。
- (2) 検診に関すること。
- (3) 防疫衛生に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事業

(職員)

第6条 家畜診療所に、高山市職員定数条例（昭和37年高山市条例第12号）第2条に定める職員の定数の範囲内において、必要な職員を置く。

(診療費等)

第7条 家畜診療所の利用に伴う診療費等の金額は、別表に定める金額とする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 家畜共済の共済掛金期間の開始日が令和元年12月31日以前である家畜の診療費等の金額は、別表に規定するもののほか、次の表に定める金額とする。

区分	金額
初診料	1病傷につき1,050円

別表 (第7条関係)

区分	金額
診療費	農業保険法施行規則(平成29年農林水産省令第63号)第117条第1項及び第166条に規定する農林水産大臣の定める点数及び1点の価額(以下これらを「算定基準」という。)によって算定した金額とする。ただし、算定基準に定めのない診療に係る診療費については、所要原価を基準として市長が別に定める金額とする。
休日診療料	1畜産農家、休診日1日につき2,500円
医薬品指示書	1通につき1,000円
出荷制限期間指示書	1通につき1,000円
妊娠鑑定書	1通につき1,000円
損害防止医薬品投与料	損害防止を目的とする医薬品の投与に係る料金については、所要原価を基準として市長が別に定める金額とする。